

意見要望	対応状況
<p>(1) 服務・給与事務及び会計事務について</p> <p>服務・給与事務等については、これまでの監査結果等を踏まえ、おおむね適正な事務処理がなされていたが、指摘事項で述べたように、服務・給与事務及び会計事務について、不適切な服務管理及び事務処理ミスが複数校で見受けられた。</p> <p>今回監査で指摘を行った事項は、各学校・幼稚園・こども園に共通する事務に関するものであり、各学校等においては、これらの指摘事項を共有するとともに、これらの事務に関する各種の通知文や事務処理マニュアル等を参照し、適切な服務管理の徹底及び事務処理ミスの防止に取り組まれたい。</p> <p>(学校運営課、教育指導課、教育支援課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)</p> <p style="text-align: center;">【学校運営課】 【教育指導課】 【教育支援課】</p>	<p>複数校で指摘を受けたことを重く受け止め、ミスのあった事務処理を検証し原因を確認した上で、職員間での情報共有を図るとともに、学校への指導を行う立場にある教育委員会として、手引やマニュアル等を活用しながら、事務処理に必要な知識の習得に努め、各学校において、適切な事務処理が執行できるよう組織的な取組を行う。</p> <p>また、学校での部活動に伴う会計事務については、各校に配布している「部活動各種手続マニュアル」に明記しているところであるが、通知等により改めて周知を図り、適正な事務執行を促す。</p>
<p>(2) 校長交際費の適正な執行について</p> <p>指摘事項において述べたところであるが、校長交際費の支出に関し、八雲小学校においては、「神社祭礼奉納金」として、地域関係団体に対し3件、神社に対し1件支出していた。また、向原小学校においては、「八町会祭礼祝い」として、地域関係団体に対し「祭礼奉納清酒代」を1件支出していた。</p> <p>学校長からは、これらの支出については、いずれも目黒区立小・中学校長、幼稚園・こども園長交際費取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)における支出基準に該当するものと考え、支出した旨の説明を受けた。なお、取扱要綱は、29年1月20日付けで廃止され、新たに目黒区立小・中学校長、幼稚園・こども園長交際費取扱基準(以下「取扱基準」という。)が策定された。また、校長(園</p>	<p>支出基準の整合性と明確化を図るため、29年1月20日付けで取扱要綱を廃止し、新たに「目黒区立小・中学校長、幼稚園・こども園長交際費取扱基準」(以下「取扱基準」という。)を定めた。併せて、事務手続を厳格化するよう見直し、同日付けで事務手引の改訂を行った。</p> <p>校長・園長交際費の適切な取扱いについて、教育委員会事務局、全学校(園)に対し、29年2月3日付けで再発の防止に向けた教育長名の通知文書を発し、同日開催の合同校(園)長会において注意喚起と周知徹底を行った。また、本監査の指摘事項とその措置内容を強調し、新たな取扱基準や事務手順の見直しについて説明会を開催するなど、事務改善の徹底を図った。</p>

長)交際費事務の手引(以下「手引」という。)についても同日付で改訂された。

廃止前の取扱要綱及び手引の支出基準、使途範囲においては、交際費の支出に関し、別表の「区分7 関係団体等連絡経費」の対象について、「学校及び園運営上必要な各種団体・機関等との連絡協議経費」、「学校及び園運営の協力者や、地域社会・関係団体の代表者等との公的な交際・交渉等に要する経費」とされており、公共性・公益性を有する対象に限定されているものと解される。

学校長からは、上記の校長交際費の支出目的として記載されている八雲小学校の「神社祭礼奉納金」及び向原小学校の「八町会祭礼祝い」すなわち「祭礼奉納清酒代」については、日頃からの学校運営に対する協力や児童の活動への支援に対するお礼の気持ちであり、神社行事には参加していない旨説明されている。しかしながら、客観的には、いずれの支出も、交際費の支出基準、使途範囲に適合しているとは言えない。

また、改訂前の手引きの「4 請求及び支払証明(支出及び清算)(2)四半期毎の清算(支払証明)」では、「四半期毎に支払った内容を学校運営課へ報告・清算します。清算は、「交際費支払証明書」(以下「支払証明書」という。)により行います。学校運営課は、支払証明書により支払内容を確認し、清算の手続を行います。」とされていたが、領収書の写しの添付等は必要とされていないなど、報告・確認・清算手続が適切になされているとは言えないものである。

よって、教育委員会事務局においては、交際費事務の見直しとともに、当該校を含め、各学校長等に対し、改めて関係法令及び取扱基準等の厳格な遵守、事務手続の適正な履行、交際費の支出目的・内容の適切な記載などについて、指導及び周知徹底を図るよう求めるものである。

また、学校運営課及び各学校等においては、交際費支出のより適正な執行を図るため、領収書の原則徴取、交際費支払証明書への領収書等の写しの原則添付、支払内容及び添付資料の確認など、学校運営課への適切な報告・確認・清算手続の徹

取扱基準及び事務手引では、領収書の原則徴取、交際費収支報告書及び領収書等の写しの提出、支払内容及び添付資料の確認等の処理や、学校運営課への適切な報告・確認・清算手続を徹底した。また、学校運営課においても、交際費収支報告書及び領収書等の写しを毎月点検するなど事務手続を厳格化し、校長交際費の適正な執行に努める。

【説明会の実施】

29年2月10日の合同副校(園)長会及び29年2月21日の合同事務職員会において新たな取扱基準や事務手順の見直しについて周知徹底した。

底を図られたい。

(学校運営課、八雲小学校、向原小学校、各小・
中学校、幼稚園、各こども園)

【学校運営課】